

県民税利子割

この税は、金融機関等から受け取る利子等について、支払を受けるときに課税されるものです。

■納める人

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人

■納める額

利子等の額の5%（同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。）

※ 利子等には、公社債、預貯金の利子のほか、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。ただし、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外された上、配当割の課税対象となりました。

■申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

■非課税

種 類	非課税限度額	対象者
マル優（少額貯蓄非課税制度）	元本それぞれ 350万円	遺族基礎年金を受給する妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人等
特別マル優（少額公債非課税制度）		
財 産 形 成 住 宅 貯 蓄	元本合計550万円	勤労者
財 産 形 成 年 金 貯 蓄		

※ 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります。（当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預金の利子等）

■市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。